

## 第61号議案

### 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年9月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る事務手数料を定める必要がある。

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の84の2の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項から84の6の項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同項名称及び額の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする場合」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合」に改め、同表84の3の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項名称及び額の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「又は改築する際に認定を受けたもの」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたもの」に改め、同表84の5の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。